

居宅介護事業者 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて（通知）

日頃から、本市障がい福祉施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止の取り組みが広がる中、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて(令和 2 年 3 月 13 日付け事務連絡)」の通知（別紙 1）が示されました。

同通知に基づき、吹田市においては、下記のとおり取扱いしておりますが、内、前回お知らせしていた本取扱いの対象期間について、2（2）のとおり延長されましたので、御案内いたします。

記

1 厚生労働省の通知（抜粋）

当該地域で新型コロナウイルスの感染症が確認されており、利用者に感染するおそれがある場合等であって、他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえた上で、実施主体である市町村等が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取扱って差し支えない。

2 吹田市の取扱い

（1）対象要件

本市においては、急な他の障がい福祉サービス等の提供体制（重度訪問介護や居宅身体介護への代替措置）確保は困難と判断されることから、利用者の生活状況等（家族等の介護等）を踏まえたうえでサービス提供が必要と事業所において判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものとして取扱って差し支えないものとする。

ただし、支援の適用については、既に決定している支給量の範囲内とする。

（2）対象期間

令和 2 年 4 月 5 日（日）までとします。

なお、延長の可能性があるため、3 月 2 5 日以降の取扱いについては、4 月 6 日に各事業所あてにメールにて、別途通知します。

(3) 請求方法

請求方法は、通常どおり手続きしてください。

ただし、上記1の取扱いにて請求される場合は、「移動支援サービス提供実績記録票」の「サービス内容」に「居宅支援」と必ず記入してください。

詳細は、記入例（別紙2）を御参照ください

問い合わせ先

吹田市福祉部障がい福祉室

支給決定担当

TEL 06-6384-1348

支給管理担当

TEL 06-6384-1346